

# 社会福祉法人 広島県共同募金会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県共同募金会（以下「本会」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 本会の常勤役員（常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。）に対して報酬を支給する。ただし、常勤役員が本会職員を兼務し、職員給与を支給している場合は、役員報酬を支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額25万円とする。

3 評議員及び非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

### (通勤手当)

第3条 通勤手当は、本会事務局職員給与規程に準じて支給する。

### (支給の方法)

第4条 役員の報酬等は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に銀行振込により支払う。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改正)

第6条 この規程の改正については、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

### 付 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

平成29年6月6日一部改正、同日施行